

東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業（一般住宅及び交流施設併設加算）に係る審査要領

制定 令和5年6月29日付5住民安第119号

（総則）

第1条 本要領は、東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金交付要綱（平成27年4月9日付26都市住民第1714号。以下「交付要綱という。」）第9に定める第8の1の規定による応募・交付申請等の審査業務のうち、交付要綱第4の1一カに規定する一般住宅及び交流施設併設加算の審査業務について、当該審査に係る事項を定めるものである。

（審査の対象）

第2条 審査の対象となる事業は、交付要綱第4の1一カに規定する別記5第2に掲げる要件をすべて満たし、交付要綱別記5第3の1により一般住宅及び交流施設併設加算審査依頼書（以下、「交流加算審査依頼書」という。）を知事に提出したものとする。

（一般住宅及び交流施設併設加算審査依頼書の提出）

第3条 一般住宅及び交流施設併設加算の審査を依頼する者は、様式交1に掲げる必要書類（原本及び副本各一部）を知事に提出しなければならない。

（審査事項）

第4条 知事は、次に掲げる事項について、交付要綱別記5第2に定める要件及び別紙「一般住宅及び交流施設併設加算審査基準票」に示す各審査基準への適合について審査を行う。

- (1) 審査依頼者の資格要件
- (2) 全体計画
- (3) サービス付き高齢者向け住宅
- (4) 一般住宅
- (5) 交流施設

（審査基準）

第5条 知事は、別紙「一般住宅及び交流施設併設加算審査基準票」に基づき審査を行うものとする。

（審査方法）

第6条 知事は、原則書類審査により審査を行うものとする。

ただし、必要と認める場合は、審査を依頼する者に対し、事業内容の照会や追加書類の提出依頼等を行うものとする。

- 2 別紙「一般住宅及び交流施設併設加算審査基準票」の1資格要件で適合が確認された審査依頼書について、建設予定地の区市町村の高齢者向け住宅所管課長あてに、交付要綱別記5第2八に定めるまちづくり条例等への適合の意見照会を行う。

（外部有識者の意見聴取）

第7条 交流加算審査依頼書の内容について、必要があると認められる場合は、外部有識者から意見聴取を行い、審査の参考とすることができる。意見聴取を行った場合は、知事は外部有識者に報償費を支払うものとする。

(審査結果の通知)

第8条 知事は、第2条による審査依頼を行った者に対し、東京都サービス付き高齢者向け住宅整備事業補助金事業者向け応募・交付申請要領様式25により審査結果を通知する。

2 知事は、必要に応じて審査結果に条件を付することができる。

3 前項による条件が付された場合は、交付要綱第8による交付の申請時に、交付要綱第8の1に示す書類に加え、条件を満たすことが確認できる書類等を提出することで一般住宅及び交流施設併設加算の交付を受けることができる。ただし、提出された書類等において条件を満たしたことが確認できないと知事が判断する場合は、一般住宅及び交流施設併設加算の交付は決定しないものとする。

(審査依頼内容の変更)

第9条 一般住宅及び交流施設併設加算の審査を依頼した者は、交付要綱第9に定める交付の決定前において、次の理由による審査依頼内容の変更があるときは、変更理由書及び変更箇所に分かる資料等を知事に提出するものとする。

- 一 第8条第2項に定める条件に係る変更
- 二 交流の強化に資する変更
- 三 利用者の利便性の向上に資する変更
- 四 その他事業遂行上必要と認められる変更

(交付の決定時における審査)

第10条 知事は、交付要綱第9の1に定める審査のうち一般住宅及び交流施設併設加算の算定に係る審査においては、第7条に定める外部有識者からの意見聴取は行わず、また、第8条に定める審査結果の通知は交付要綱第9の1に定める通知に代える。

(事業の内容の変更に係る審査)

第11条 交付要綱第8の1により一般住宅及び交流施設併設加算に係る交付の申請を行い、交付要綱第9の1により交付の決定を受けた者で、次に掲げる変更を生じた者は、交付要綱第11の1により知事に事業内容の変更の承認申請を行うものとする。

- 一 行政指導に基づき行う計画内容の変更で計画の目的に合致するもの
- 二 補助事業に要する経費の配分の変更
- 三 補助事業の廃止

(額の確定時における調査)

第12条 知事は、交付要綱第14の1に基づく調査のうち一般住宅及び交流施設併設加算に係る調査については、本要領による審査とする。ただし、その方法については、第6条に定める審査方法に加え、現地調査によるものとし、また第7条に定める外部有識者からの意見聴取は行わず、第8条による審査結果の通知は交付要綱第14の1

に定める通知に代える。

(審査資料の取扱い)

第13条 本審査に係る資料は、原則として非公開とする。

- 2 本審査において提出された個人に関する情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律施行条例」に基づき、適切に管理を行うものとする。

(守秘義務)

第14条 知事及び外部有識者は、本審査において知り得た個人に関する秘密を厳守しなければならない。

附則

- 1 本要領は、令和5年4月24日から施行する。